

三八上北地域森林計画 変更計画書

(三八上北森林計画区)

自 令和7年4月1日
計画期間
至 令和 17 年3月 31 日

令和6年12月 樹立
令和7年12月 変更(第1回)

青 森 県

目 次

1 三八上北地域森林計画の変更理由	1
2 三八上北地域森林計画の変更内容	2

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	2
------------------	-------	---

1 三八上北地域森林計画の変更理由

【理由 1】十和田市及び田子町において返地があった官行造林地の編入により、森林面積に異動が生じたものです
(52.51ha の増)

【理由 2】南部町、おいらせ町、六戸町、七戸町、東北町において、林地開発許可を受けた開発行為の完了に伴う、転用区域の地域森林計画対象森林からの除外による森林面積の減が生じたものです。
(計 27.84ha の減)

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

三八上北地域森林計画の対象とする森林面積は次のとおりです。

市町村名	面積(ha)	備考
計画区総数	108, 943	23.67ha 増
三八農林水産事務所管内	八戸市	10, 059
	三戸町	8, 175
	五戸町	9, 256
	田子町	9, 672
	南部町	7, 588
	階上町	5, 398
	新郷村	8, 538
上北農林水産事務所管内	十和田市	19, 370
	三沢市	1, 749
	野辺地町	3, 277
	七戸町	7, 474
	六戸町	2, 445
	横浜町	3, 002
	東北町	7, 602
	六ヶ所村	4, 106
	おいらせ町	1, 231
		1.56ha 減

- 注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域の民有林とします。
- 2 単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しません。
- 3 地域森林計画の対象となる民有林（次の①の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の③の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、①～③までの事項の対象となります。
- ①森林法第10条の2第1項に規定する開発行為の許可
 - ②森林法第10条の7の2第1項に規定する森林の土地の所有者となった旨の届出
 - ③森林法第10条の8第1項に規定する伐採及び伐採後の造林の届出
- 4 森林計画図の閲覧場所は、青森県農林水産部林政課並びに三八農林水産事務所及び上北農林水産事務所。